

その他の区分別排出量の間接評価及び精度向上の方法(案)

1. 背景と目的

VOC 排出インベントリでは、発生源品目別排出量以外に、業種別、都道府県別等の区分でも排出量を推計している。これら「その他の区分別排出量」は、発生源品目別排出量を何らかの指標で配分して得られるものである。

ここでは、これらの区分別排出量の推計方法(配分方法)の整理及び暫定的な中間評価を行う。

2. 区分別推計方法

各区分別排出量の利用方法と推計方法は、表 1 に示す通りである。

表 1 各区分別排出量の利用方法の例と主な推計方法

区分	利用方法	主な推計方法
業種別	<ul style="list-style-type: none"> VOC 排出量削減に向けた自主的取組の主体を把握し、努力の程度を評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種配分指標 (PRTR データ、産業関連表等) を用いて、発生源品目別排出量から業種別排出量を求める。 多くの発生源品目は業種との対応関係が明確であり、その場合は、配分指標を用いることなく、機械的に業種別排出量が求まる。
法令取扱分類別	<ul style="list-style-type: none"> 規制 / 自主取り組みの別に VOC 排出量削減の進捗状況の目安を把握し、今後の対策の参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 発生源品目別の法令取扱分類への該当状況や業界団体・事業者へのアンケート結果による配分指標を用いて、発生源品目別排出量から法令取扱分類別排出量を求める。
都道府県別	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県による排出の特徴 (業種別比率の違いなど) を把握し、自治体による削減指導等の参考にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種配分指標 (PRTR データ、事業所統計等) を用いて、業種別排出量から都道府県別排出量を求める。 可能であれば、発生源別排出量推計と同様の手法で都道府県別排出量の推計を行う。
物質別	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境中のオキシダント/SPM 生成シミュレーションの入力値として活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発生源品目別排出量の推計に用いたデータに基づき、物質別排出量への配分を機械的に行う。 文献による物質別構成比を用いて発生源品目別排出量の物質別配分を行う。

3. 業種別配分

(ア) 業種別配分の方法

発生源品目と業種の対応関係により、業種配分方法は異なる(表 2)。

A 機械型以外の業種別配分を行っている発生源品目を表 3 に示す。これら発生源品目においては、各種配分指標(PRTR データ、産業連関表等)を用いて業種別配分を行っている。

表 2 業種別配分方法のパターン

配分パターン	配分方法
A 機械型	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のようなケースであり、配分は機械的に行われる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発生源品目と対応するのは 1 業種である ➢ 出荷量データ等が需要分野[注]ごとに得られており、需要分野が業種と 1 対 1 対応している
B 排出量配分型	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種ごとに排出係数の差がないため、配分指標(PRTR データ等)を用いて発生源品目別排出量を業種配分する。
C 出荷量配分型	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種(等)ごとに排出係数の差があるため、配分指標(産業連関表等)を用いて発生源品目別出荷量を業種配分した後、排出量推計を行う。

注: 業界団体によっては、出荷量データ等を「需要分野」別に細分している。需要分野はおおよそ用途や業種に対応するものである(表 10～表 12 参照)。

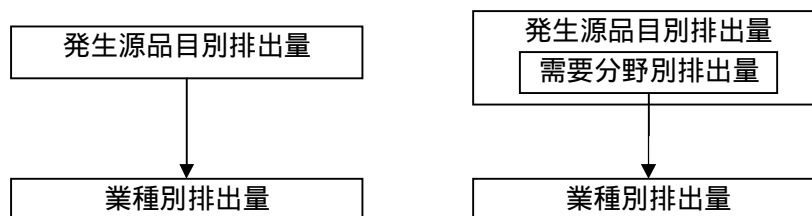


図 1 業種別排出量の推計方法(A 機械型)

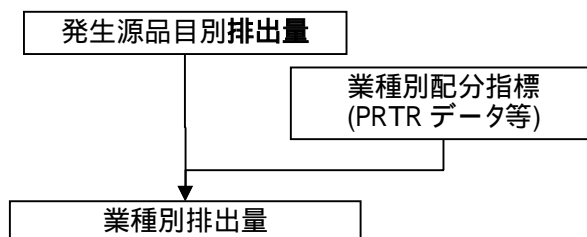


図 2 業種別排出量の推計方法(B 排出量配分型)

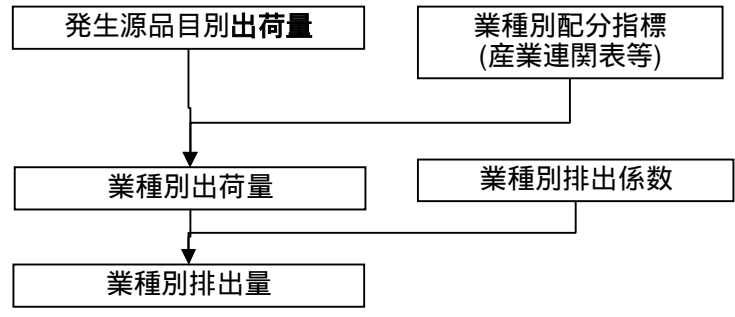


図 3 業種別排出量の推計方法(C 出荷量配分型)

(イ) 業種別配分の評価方法の考え方
業種別配分の評価フローを図 4 に示す。

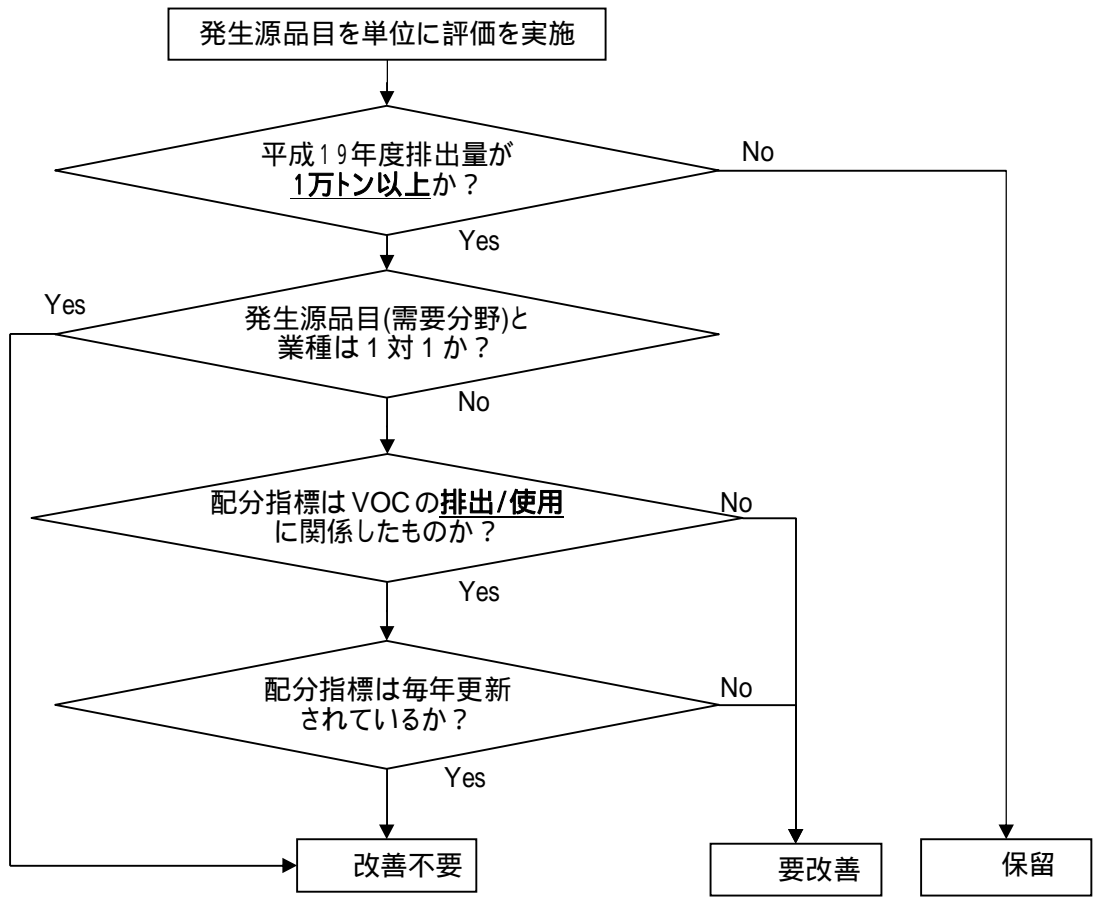


図 4 業種別排出量推計の評価フロー

(ウ) 業種別配分の評価結果
業種別配分の評価結果を表 3 に示す。

表 3 業種別配分の実施状況と評価

発生源品目		平成 19 年度 排出量 (t/年)	該当 業種 数	配分 パター ン	業種別配分指標等	暫定 評価 結果
311	塗料 [注 1]	120,204	21	C	「2000 年産業連関表」(総務省)より、「塗料」の 産出先別生産者価格 産出先と業種の対応関係 → 生産者価格はある程度、製品の使用量に関連すると思われる。 → 「2005 年産業連関表」が使用可能。	
312	印刷インキ	76,304	6	C	印刷インキ種類別・需要分野別 販売金額 「印刷インキ」の 産出先別生産者価格 印刷インキ種類ごとの 需要分野別販売量構成比 印刷インキの需要分野と業種の対応関係 → 「2005 年産業連関表」が使用可能。	
313	接着剤(ラミネート用を除く)	40,152	16	C	「ゼラチン・接着剤」の 産出先別生産者価格 産出先と業種の対応関係 → 「2005 年産業連関表」が使用可能。 (手順としてはCだが、排出率が 100%であるため Bとも解釈できる)。	
331	工業用洗浄剤	47,562	33	B	● 塩素系工業用洗浄剤については PRTR 届出排出量 [注 3]	
				C	● 塩素系以外の工業用洗浄剤については洗浄剤の 種類別・需要分野別販売量 [注 4] → 平成 11 年度を対象としたデータを使用し、更新されていない。	
334	製造機器類洗浄用シンナー	40,514	34	A	発生源品目別排出量推計が VOC 排出インベントリの他品目の業種別構成比に依存しており機械的に業種配分が行われる。	
341	試薬	772	19	B	既存調査結果[注 5]に記載された試薬として使用されたジクロロメタンとトリクロロエチレン合計の業種別取扱量構成比	
422	滅菌・殺菌・消毒剤	445	15	B	既存調査結果[注 5]に記載された滅菌・殺菌・消毒剤としてのエチレンオキシドの業種別取扱量構成比	

注1: [311 塗料]は、機械的に配分が可能な需要分野と、他の指標により配分が必要な需要分野とがある。表では、後者のみを記載した。前者の排出量は 248,218t/年(平成 19 年度)である(表 10 参照)。

注2: 産業連関表の「産出先」はおおむね製品を表すものであるが、それら製品を製造する業との対応関係を本調査において設定した。

注3: ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの 3 物質

注4: 「工業洗浄剤に関する調査報告書」(平成 13 年 9 月、日本産業洗浄協会)

注5: 各年度の「化学物質国際規制対策推進等(すそ切り以下事業者排出推計手法に関する調査)報告書」

(工)業種別配分に関する今年度調査内容(案)

業種別配分方法の改善を要すると評価された発生源品目に対する、調査内容(案)を表 4 に示す。

表 4 業種別配分方法の改善に関する調査内容(案)

発生源品目		平成 19 年度 排出量 (t/年)	考えられる調査内容等 (取組のパターン)
311	塗料	120,204	(A)「2005 年産業連関表」の使用や PRTR 等他のデータの使用について検討を行う。
312	印刷インキ	76,304	〃
313	接着剤(ラミネート用を除く)	40,152	〃
331	工業用洗剤	47,562	(A)「平成 20 年度化学物質安全確保・国際規制対策推進等(工業用洗剤の実態調査)調査報告書」(平成 21 年、みずほ情報総研株式会社)の使用について検討を行う。

注:取組のパターンは以下の 4 つに分類している。調査の結果を受け、本調査終了時に再整理を行う。

- A:今年度調査で調査・解析を実施する。
- B:将来的な調査として測定・分析を提案する。
- C:業界団体等に調査の呼びかけを行う。
- D:当面調査を保留する。

4. 法令取扱分類別配分

(ア) 法令取扱分類別配分の方法

VOCの大気への排出を大気汚染防止法における扱い等により分類すると表5のようになる。

平成19年度調査では、業界団体等へのアンケートを実施し、発生源品目ごと(一部は発生源品目をさらに細分化する需要分野ごと)に法令取扱分類の該当状況を把握することより、目安としての法令取扱分類別排出量を図5で示す方法により推計した。

なお、平成19年度調査では、法令取扱分類の該当状況の把握および推計のための配分設定を行うことができなかったために推計を行っていない発生源品目がある(表6の「情報が得られなかった発生源品目の対応方法」が「ア」となっている発生源品目)。

平成20年度調査では、大気汚染防止法による届出・測定データの収集・整理による規制施設からの排出量把握について試行しているが、それ以外の情報収集については行っていない。

表5 法令取扱分類の内容

法令取扱分類		該当するVOC排出施設等		
		排出場所	施設種類	施設規模
規制施設	屋内	規制対象の施設種類	規制対象規模	
すそきり以下施設	屋内			
対象外施設	屋内	規制対象外の施設種類		
屋外等	屋内	施設なし(解放状態での取扱)	-----	
	屋外			

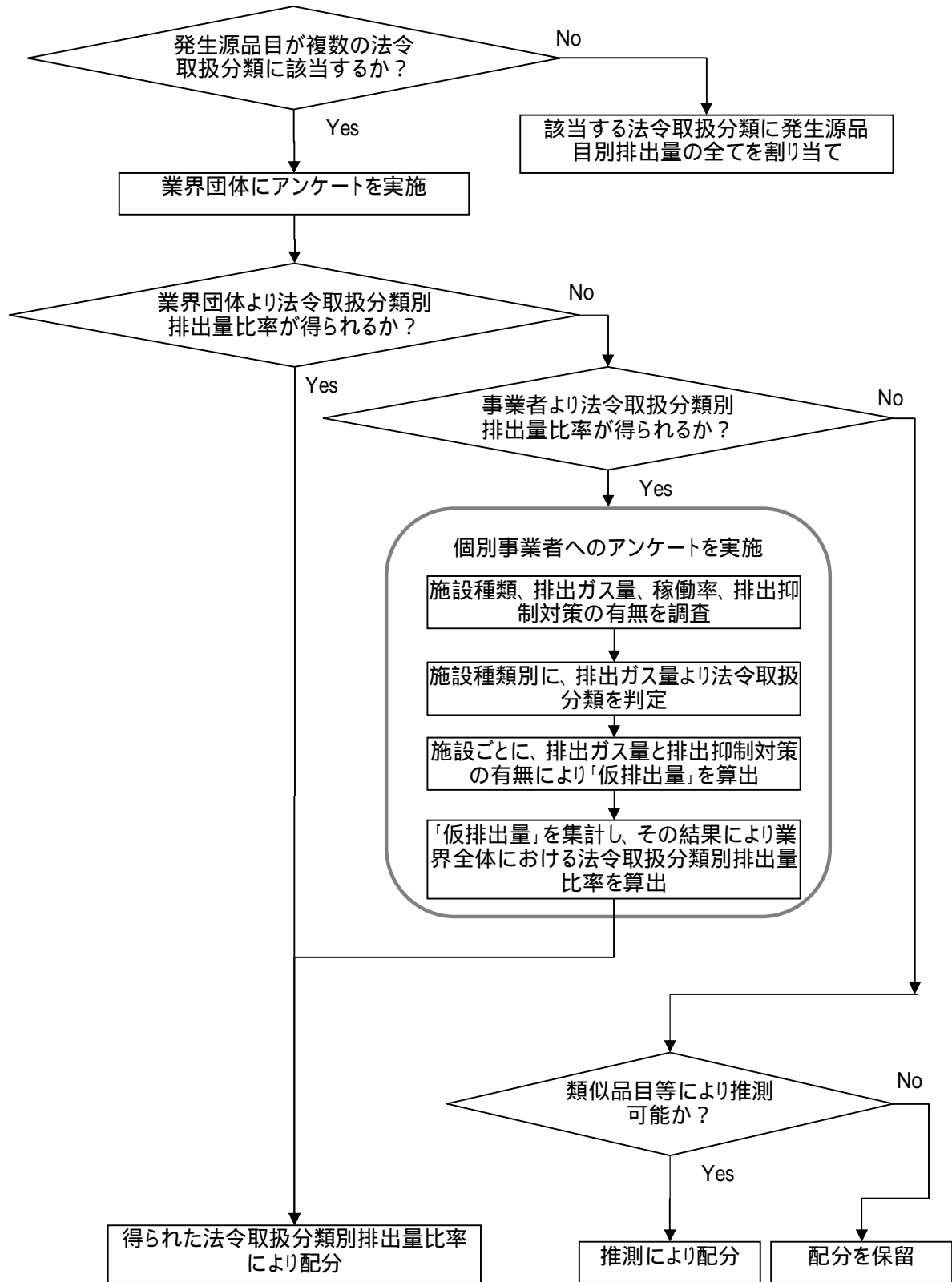


図 5 法令取扱分類別配分の方法(作業フロー)

(イ) 法令取扱分類別配分の評価方法の考え方等

都道府県別配分の評価フローを図 6 に示す。

なお、法令取扱分類別排出量は、業種別に必要であるとの考え方があるが、ここでは平成 19 年度調査結果を念頭に発生源品目を単位に評価する。

なお、法令取扱分類別排出量に関しては平成 19 年度調査で行ったのみであり、配分指標等の情報が更新されるかどうかは確認されていないため、ここでは、評価対象としなかった。

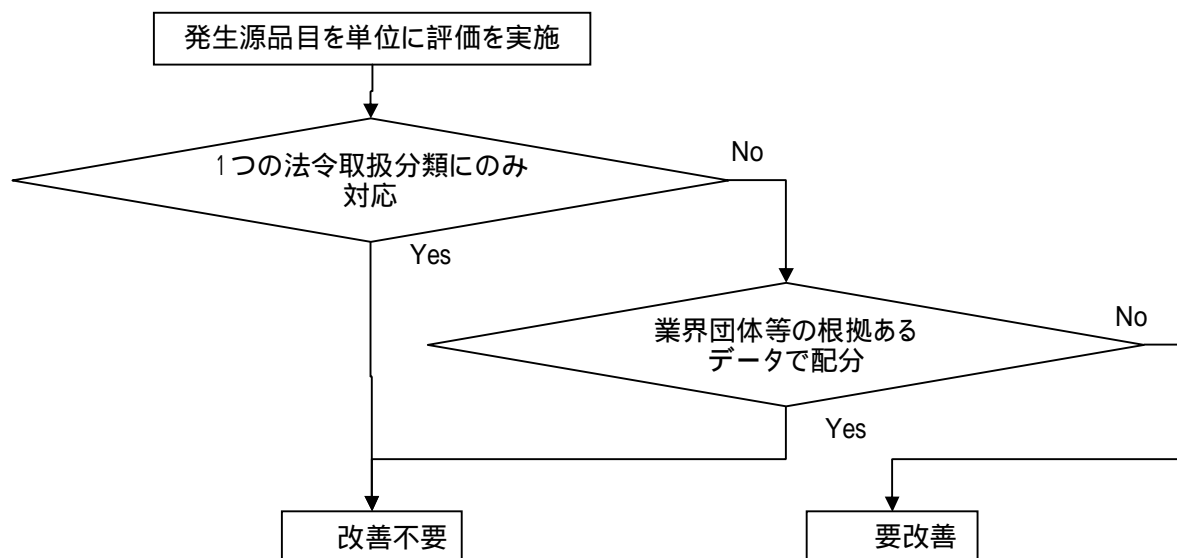


図 6 法令取扱分類別排出量推計の評価フロー

(ウ) 法令取扱分類別配分の評価結果

法令取扱分類別配分の評価結果を表 6 に示す。

表 6 発生源品目別排出量からの法令取扱分類別配分の実施方法と評価

発生源品目	対応する法令取扱分類				単一の法令取扱分類に該当	情報が得られなかった発生源品目の対応方法 (注)	暫定評価結果
	屋内			屋外等			
	規制施設	以下施設 すそ切り	対象外施設				
101 化学品						ア(未推計)	
102 食料品等(発酵)							
103 コークス							
104 天然ガス							
201 燃料(蒸発ガス)給油所以外						ア(未推計)	
燃料(蒸発ガス)給油所							

発生源品目	対応する法令取扱分類				単一の法令取扱分類に該当	情報が得られなかった発生源品目の対応方法(注)	暫定評価結果
	屋内			屋外等			
	対象施設	規制施設	以下施設すそ切り				
202	化学品(蒸発ガス)					ア(未推計)	
203	原油(蒸発ガス)						
311	塗料_建築資材以外 塗料_建築資材					ア(未推計)	
312	印刷インキ						
313	接着剤_自動車以外 接着剤_自動車					ウ	
314	粘着剤・剥離剤					イ	
315	ラミネート用接着剤						
316	農薬・殺虫剤等(補助剤)						
317	漁網防汚剤						
321	反応溶剤・抽出溶剤等					ア(未推計)	
322	ゴム溶剤					イ	
323	コンパージング溶剤						
324	コーティング溶剤						
325	合成皮革溶剤					ウ	
326	アスファルト						
327	光沢加工剤						
328	マーキング剤						
331	工業用洗剤						
332	ドライクリーニング溶剤						
333	塗膜剥離剤(リムーバー)						
334	製造機器類洗浄用シンナー						
335	表面処理剤(フラックス等)						
341	試薬					ウ	
342	その他(不明分を含む)					ウ	
411	原油(蒸発ガス)						
412	化学品原料					ア(未推計)	
421	プラスチック発泡剤						
422	滅菌・殺菌・消毒剤						
423	くん蒸剤						
424	湿し水						

注: 法令取扱分類についての情報が得られなかった(アンケート実施不可)発生源品目の対応方法の分類は次の通り。
 ア: 情報が得られなかったため、推計を行っていない。
 イ: 類似品目の調査結果等を適用
 ウ: 施設等の性質から配分割合を仮定して推計

(工) 法令取扱分類別配分に関する今年度調査(案)

今年度調査においては、法令取扱分類別排出量の把握方法について、大気汚染防止法による届出・測定データの利用等も含め、別途検討を行う。

5. 都道府県別配分

(ア) 都道府県別配分の方法

都道府県別排出量は、発生源品目別・物質別・業種別排出量を求めたのちに、業種ごとに配分指標を用いて都道府県別配分を行い求めている。また、一部に業種の内訳ごとに異なる配分指標を用いているケースもある(例えば、総合工事業等における建築工事と土木工事等)。

配分指標の選定は、業種ごとに図 7 の判断フローに従って行き、表 7 に示す結果となった。

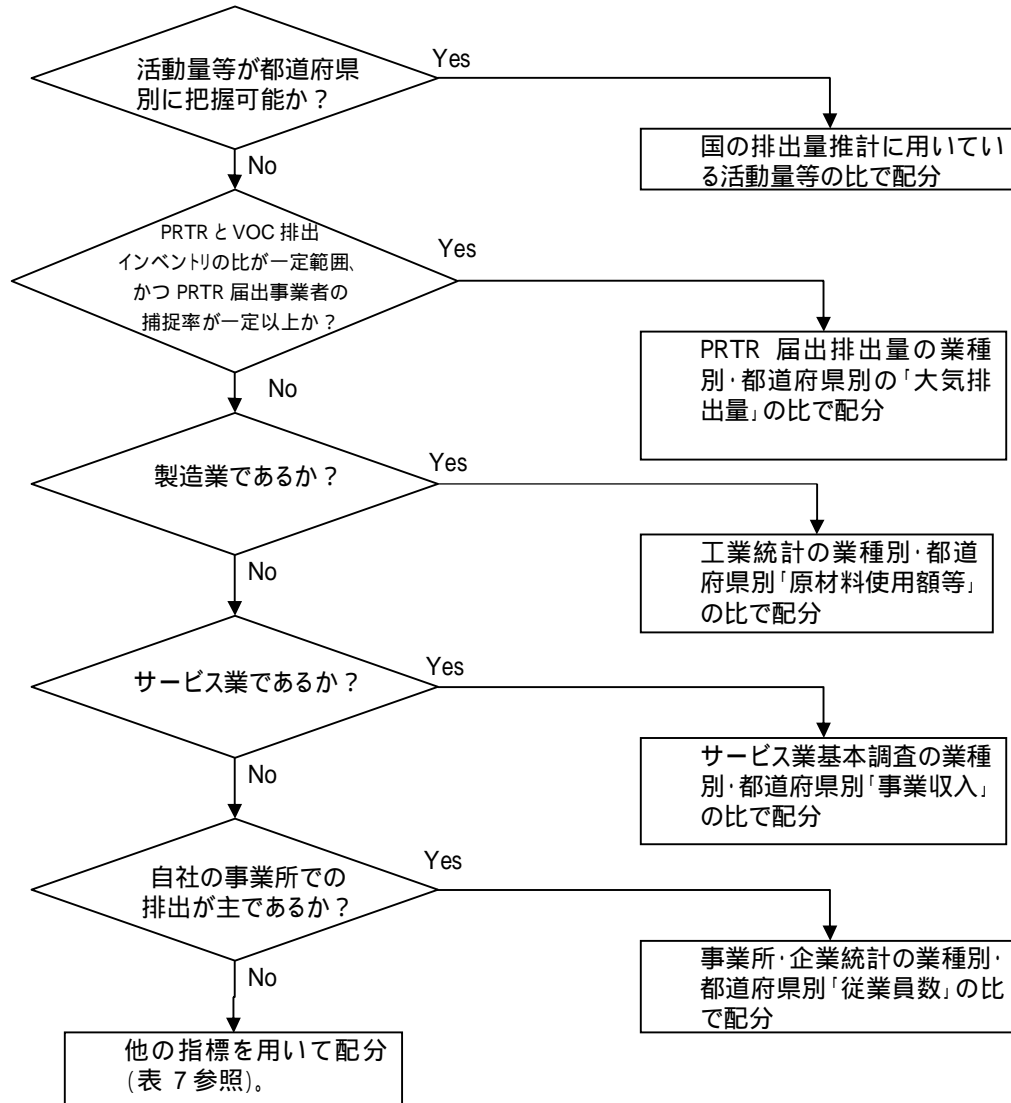


図 7 都道府県への配分指標の決定フロー

注:「共通物質」とは VOC 排出インベントリと PRTR で共通する物質を示す。

(イ) 都道府県別配分の評価方法の考え方

都道府県別配分の評価フローを図 8 に示す。

なお、都道府県により、業種の重みが異なる可能性があることから、業種別排出量による評価保留については設定しなかった。

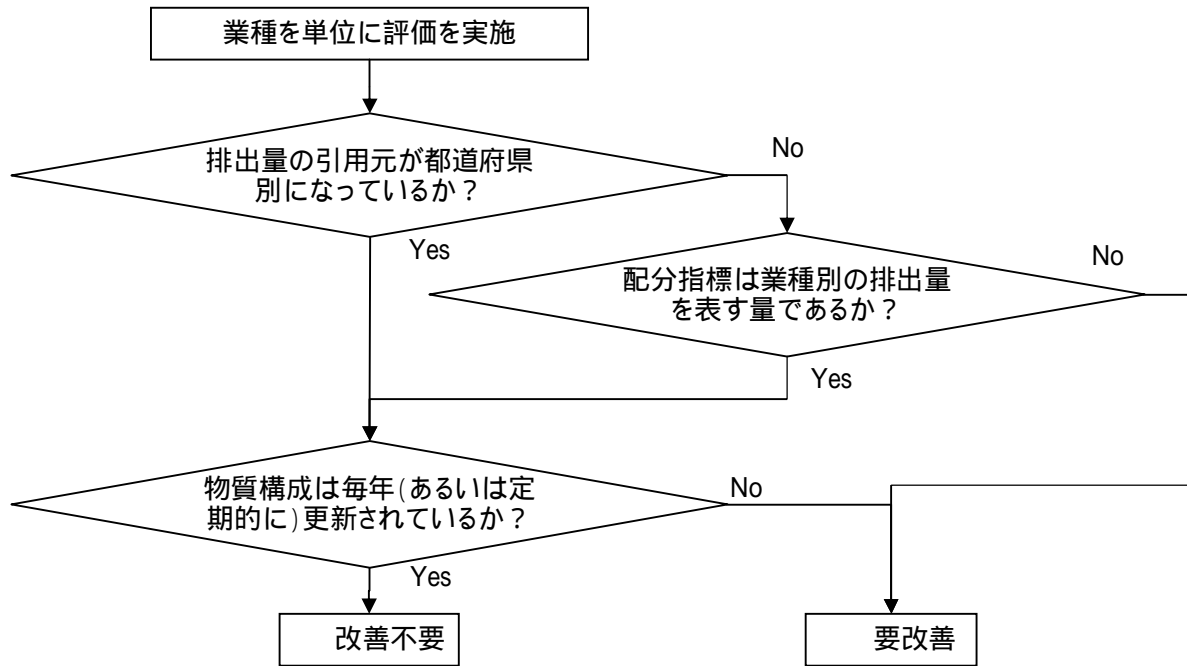


図 8 都道府県別排出量推計の評価フロー

(ウ) 都道府県別配分の評価結果

都道府県別配分の評価結果を表 7 に示す。

表 7 業種別(発生源品目別)排出量からの都道府県別配分の実施方法と評価

業種コード	業種名 / 発生源品目等	配分指標					暫定評価結果
		PRTR届出	工業統計	サービス業基本調査	事業所・企業統計	左記以外の配分指標	
01	農業						
	316 農薬・殺虫剤等(補助剤)					出典が都道府県別	
	423 くん蒸剤					農薬要覧(県別出荷量)	

業 種 コ ー ド	業種名 / 発生源品目等	配分指標				左記以外の配分 指標	暫定 評価 結果
		PRTR 届出	工業 統計	サービ ス 業基本 調査	事業所 ・企業 統計		
04	水産養殖業					出典が都道府県 別	
05	鉱業						
06	総合工事業						
	311 塗料					日本塗装工業会 (塗装工事の完 成工事額)	
	313 接着剤					建築統計年報(新 築着工床面積)、 建設工事施工統 計調査報告(元請 完成工事高)	
	326 アスファルト					道路統計年報 (道路延長)	
	331 工業用洗浄剤					日本塗装工業会 (塗装工事の完 成工事額)	
	333 塗膜剥離剤(リムーバー)						
	334 製造機器類洗浄用シンナ ー						
09	食料品製造業						
10	飲料・たばこ・飼料製造業						
11	繊維工業(衣服, その他の繊維製品を除く)						
12	衣服・その他の繊維製品製造業						
13	木材・木製品製造業(家具を除く)						
14	家具・装備品製造業						
15	パルプ・紙・紙加工品製造業						
16	印刷・同関連業						
17	化学工業						
18	石油製品・石炭製品製造業						
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)						
20	ゴム製品製造業						
21	なめし革・同製品・毛皮製造業						
22	窯業・土石製品製造業						
23	鉄鋼業						
24	非鉄金属製造業						
25	金属製品製造業						
26	一般機械器具製造業						
27	電気機械器具製造業						
28	情報通信機械器具製造業						
29	電子部品・デバイス製造業						
30	輸送用機械器具製造業						
31	精密機械器具製造業						
32	その他の製造業						
33	電気業						
34	ガス業						
42	鉄道業						
47	倉庫業						
60	その他の小売業						
	燃料小売業					ガソリン販売量、 蒸気回収装置設 置率	
	燃料小売業以外						

業 種 コ ー ド	業種名 / 発生源品目等	配分指標					暫定 評価 結果
		PRTR 届出	工業 統計	サービス 業基本 調査	事業所 ・企業 統計	左記以外の配分 指標	
76	学校教育						
80	専門サービス業(他に分類されないもの)					住民基本台帳人 口要覧(世帯数)	
81	学術・開発研究機関						
82	洗濯・理容・美容・浴場業					クリーニング施設 数	
85	廃棄物処理業						
86	自動車整備業						
87	機械等修理業(別掲を除く)						
90	その他の事業サービス業						
98	特定できない業種					住民基本台帳人 口要覧(世帯数)	
99	家庭						

(エ) 都道府県別配分に関する今年度調査(案)

都道府県別配分の評価は、表 7 に示すように、「要改善」が多かったが、もともと最善と考えられる配分指標を求めており(決定フロー図 7 参照)、新たなデータが期待できるとの情報もないことから、今年度調査においては、都道府県別配分の方法については、改善のための調査を実施しない。

6. 物質別配分

(ア) 物質別配分の方法

多くの発生源品目では、推計に用いたデータが物質別に整理されていることから、発生源品目別排出量を推計した段階で、物質別排出量が得られている。

一方、表 8 に示す 7 つの発生源品目は、文献値等により物質別排出量への配分を行っている。

(イ) 物質別配分の評価方法の考え方

物質別配分の評価フローを図 9 に示す。

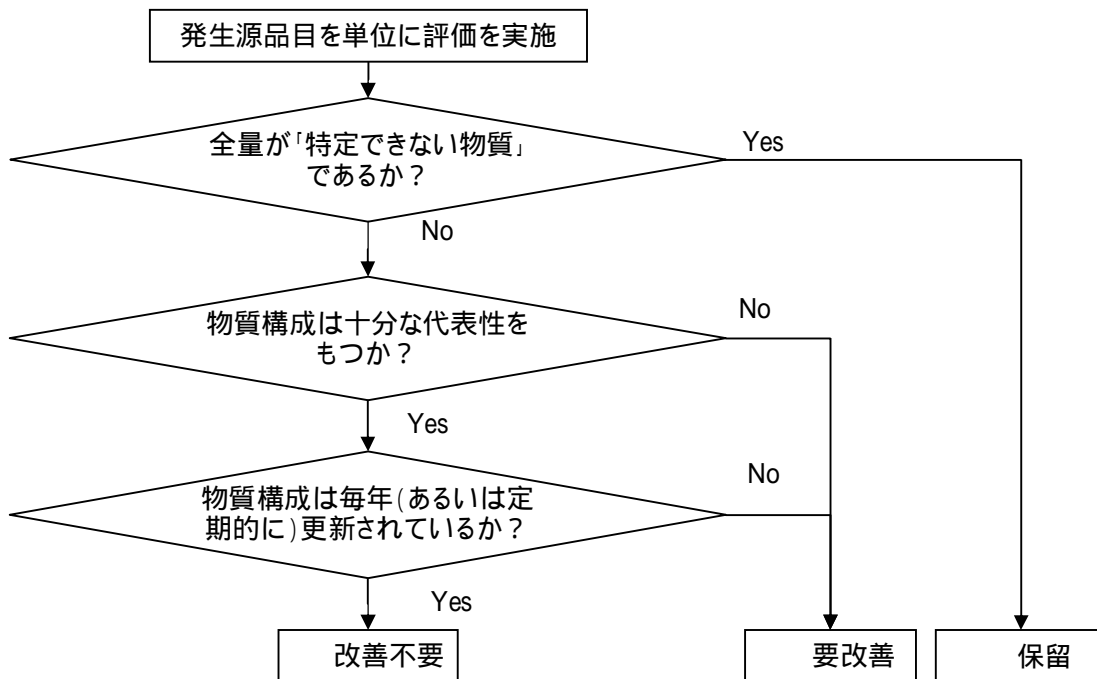


図 9 物質別排出量推計の評価フロー

なお、業界団体においてVOC使用量等を調査する際に、対象物質が限定されている点については、発生源品目別排出量推計の評価において捕捉率と同様の問題点として抽出しているため、本項では対象としない。

また、物質の一部は、「石油系混合溶剤」のような成分不明の混合物や、「特定できない物質」のように名称等が不明な状態で、使用量や排出量がとりまとめられているケースがある。これらについては、本項では対象としない。

(ウ) 物質別配分の評価結果

物質別配分の評価結果を表 8 に示す。

表 8 発生源品目別排出量からの物質別配分の実施方法と評価

発生源品目		平成19年度排出量 (t/年)	該当物質数	物質別配分の方法・指標等	暫定評価結果
201	燃料(蒸発ガス)	162,104	35	<ul style="list-style-type: none"> ● 物質別配分は、平成12年の調査^[注1]に依存している。 ● 給油所以外(原油基地、製油所・油槽所、ガス製造所)の排出については、適切な情報が得られないため、全量を燃料(蒸発ガス)に含まれる物質とみなしている。 ➔ 経年変化、代表性の双方に問題がある。 	
203	原油(蒸発ガス)	737	1	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出する物質についての情報を得ることができず、全排出量を「原油」としている。 	

発生源品目		平成 19年度 排出量 (t/年)	該当 物質 数	物質別配分の方法・指標等	暫定 評価 結果
312	印刷インキ	76,304	22	<ul style="list-style-type: none"> ● 印刷インキ種類別 VOC 販売量(毎年) ● 物質別 VOC 使用量(毎年) ● 印刷インキ種類と物質の対応関係(更新なし) → 経年変化、代表性ともに問題ない。	
313	接着剤	40,152	9	<ul style="list-style-type: none"> ● 接着剤の製造に係る VOC 使用量(毎年) ● 接着剤種類別・需要分野別出荷量(毎年) ● 接着剤種類別・需要分野別・物質別 VOC 含有率(毎年) → 経年変化、代表性ともに問題ない。	
322	ゴム溶剤	19,508	22	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴム製品の種類別・物質別 VOC 使用量 ● ゴム製品の種類別 VOC 排出量 ● いずれも「ゴム工業における有機溶剤の使用実態調査結果」(昭和 60 年、日本ゴム工業会)による → 更新されていないデータを使用している。	
331	工業用洗剤	47,562	12	<ul style="list-style-type: none"> ● 「工業洗剤に関する調査報告書」(平成 13 年 9 月、日本産業洗剤協議会)に基づいて物質を設定したうえで、本調査で出荷量アンケートを実施している。 → 更新されていないデータを使用している。	
334	製造機器類洗剤用シンナー	40,514	1	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出する物質についての情報を得ることができず、全排出量を「特定できない物質」としている。 	
411	原油(蒸発ガス)	82	1	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出する物質についての情報を得ることができず、全排出量を「原油」としている。 	

注1: 「都市域における VOC の動態解明と大気質に及ぼす影響評価に関する研究」(平成 12 年、(独)国立環境研究所)

(工) 物質別配分に関する今年度調査(案)

物質別配分方法の改善を要すると評価された発生源品目に対する、調査内容(案)を表 9 に示す。

表 9 物質別配分方法の改善に関する調査内容(案)

発生源品目		平成 19年度 排出量 (t/年)	該当 物質 数	考えられる調査内容等 (取組のパターン)
201	燃料(蒸 発ガス)	162,104	35	(A)石油連盟に、新たなデータの有無を問い合わせる。
322	ゴム溶剤	19,508	22	(A)日本ゴム工業会に対し、新たなデータの有無を問い合わせる。。
331	工業用洗 浄剤	47,562	12	(A)「平成 20 年度化学物質安全確保・国際規制対策推進等 (工業用洗浄剤の実態調査)調査報告書」(平成 21 年、みずほ 情報総研株式会社)の使用について検討を行う。

注:取組のパターンは以下の 4 つに分類している。調査の結果を受け、本調査終了時に再整理を行う。

- A:今年度調査で調査・解析を実施する。
- B:将来的な調査として測定・分析を提案する。
- C:業界団体等に調査の呼びかけを行う。
- D:当面調査を保留する。

7. 参考

(ア) 業種別配分のためのデータ

表 10 塗料の需要分野と対応すると考えられる業種等

需要分野	対応する業種等																									
	6	11	12	13	14	15	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	86	87	99	
	総合工事業	繊維工業(衣類、その他の繊維製品を除く)	衣服・その他の繊維製品製造業	木材・木製品製造業(家具を除く)	家具・装備品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油製品・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス製造業	輸送用機械器具製造業	精密機械器具製造業	その他の製造業	自動車整備業	機械修理業	家庭	
1	建物																									
2	建築資材																									
3	構造物																									
4	船舶																									
5	自動車新車																									
6	自動車補修																									
7	電気機械																									
8	機械																									
9	金属製品																									
10	木工製品																									
11	家庭用																									
12	路面標示																									
13	その他																									

注：業種の数字は「日本標準産業分類」(平成 14 年 3 月改訂；以下同様)の中分類の業種分類番号である。ただし、99 の家庭は便宜的に割り当てたコードである。

表 11 印刷インキの需要分野と業種の対応関係

産出先(需要分野)	業種コード	業種名(中分類)	業種名(小分類又は細分類)
1 印刷・製版・製本	16	印刷・同関連業	小分類等は不明
2 出版			
3 新聞			
4 段ボール箱	15	パルプ・紙・紙加工品製造業	1553 段ボール箱製造業
5 その他の紙製容器			155 紙製容器製造業 (1553 段ボール箱製造業を除く)
6 プラスチック製品	19	プラスチック製品製造業	小分類等は不明
7 金属製容器及び製缶板金製品	25	金属製品製造業	251 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 2543 製缶板金業
8 その他の金属製品			上記の 251 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 2543 製缶板金業を除く
9 合板	13	木材・木製品製造業	
10 その他の需要分野	98	特定できない業種	

注：業種の数字は「日本標準産業分類」の業種分類番号である。ただし、98 特定できない業種は便宜的に割り当てたコードである。

出典：出典は以下のとおり。

産出先(需要分野)：「平成 12 年(2000 年)産業連関表」(平成 16 年 3 月、総務省)

業種：「日本標準産業分類(平成 14 年 3 月改訂)」(総務省)に基づいて割り当てた。

表 12 接着剤の需要分野と業種

需要分野	業種コード	業種名(中分類)	業種名(小分類又は細分類)
1 合板	13	木材・木製品製造業(家具を除く)	1322 合板製造業
2 二次合板			
3 木工	13 14	木材・木製品製造業(家具を除く) 家具・装備品製造業	詳細は不明
4 建築現場	06	総合工事業	062 土木工事業を除く
5 建築工場	22	窯業・土石製品製造業	223 建設用粘土製品製造業
	25	金属製品製造業	2541 建設用金属製品製造業 2542 建築用金属製品製造業
6 土木	06	総合工事業	062 土木工事業
7 製本	16	印刷・同関連業	詳細は不明
8 ラミネート	15	パルプ・紙・紙加工品製造業	153 加工紙製造業
9 包装			155 紙製容器製造業
10 紙管			
11 繊維	11	繊維工業(衣類、その他の繊維製品を除く)	詳細は不明
12 フロック加工			
13 自動車	30	輸送用機械器具製造業	301 自動車・同附属品製造業
14 その他輸送機			上記 301 以外
15 靴・履物	20	ゴム製品製造業	202 ゴム・プラスチック製履物・同附属品製造業
	21	なめし革・同製品・毛皮製造業	214 革製履物製造業
16 ゴム製品	20	ゴム製品製造業	上記 202 以外
17 電機	27	電気機械器具製造業	詳細は不明
	28	情報通信機械器具製造業	
	29	電子部品・デバイス製造業	
18 その他	98	特定できない業種	詳細は不明

注：業種の数字は「日本標準産業分類」の業種分類番号である。

出典：「日本標準産業分類(平成 14 年 3 月改訂)」(総務省)に基づいて割り当てた。

表 13 需要分野ごとの業種別接着剤使用量構成比

業種コード	業種名	業種別構成比																		
		合板	二次合板	木工	建築現場	建築工場	土木	製本	ラミネート	包装	紙管	繊維	フロック加工	自動車	その他輸送機	靴履物	ゴム製品	電機	家庭用	その他
6	総合工事業				100%	100%														
11	繊維工業											100%	100%							
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	100%	100%	23%																
14	家具・装備品製造業			77%																
15	パルプ・紙・紙加工品製造業								100%	100%	100%									
16	印刷・同関連業							100%												
20	ゴム製品製造業															20%	100%			
21	なめし革・同製品・毛皮製造業															80%				
22	窯業・土石製品製造業					10%														
25	金属製品製造業					90%														
27	電気機械器具製造業																	74%		
28	情報通信機械器具製造業																	20%		
29	電子部品・デバイス製造業																	6%		
30	輸送用機械器具製造業													100%	100%					
98	特定できない業種																			100%
99	家庭																		100%	
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

出典：「2000 年産業関連表」(総務省)に基づいて設定した。

(イ) 法令取扱分類別配分のためのデータ

表 14 塗料の需要分野ごとに対応する法令取扱分類

需要分野	対応する法令取扱分類			
	規制施設	すそ切り以下施設	対象外施設	屋外等
建物				
建築資材				
構造物				
船舶				
自動車新車				
自動車補修				
電気機械				
機械				
金属製品				
木工製品				
家庭用				
路面標示				
その他				

注 1:「自動車補修」については、日本自動車車体整備協同組合連合会へのヒアリングによりすべて「屋外」に該当することを確認した。

注 2:単一の法令取扱分類に該当する需要分野には網掛けをした。

表 15 接着剤の需要分野ごとに対応する法令取扱分類

需要分野	対応する法令取扱分類			
	規制施設	すそ切り以下施設	対象外施設	屋外等
合板				
二次合板				
木工				
建築現場				
建築工場				
土木				
製本				
ラミネート				
包装				
紙管				
繊維				
ブロック加工				
自動車				
その他輸送機				
靴履物				
ゴム製品				
電機				
家庭用				
その他				

注:単一の法令取扱分類に該当する需要分野には網掛けをした。

表 16 複数の法令取扱分類に対応する発生源品目及び需要分野ごとのデータ入手方法

発生源品目		需要分野	業界団体	入手方法
101	化学品		(社)日本化学工業協会	×
202	化学品(蒸発ガス)			
321	反応溶剤・抽出溶剤等			
412	化学品原料			
104	天然ガス		天然ガス鉱業会	
203	原油(蒸発ガス)		石油連盟	
201	燃料(蒸発ガス)給油所以外			
311	塗料	建築資材	(社)日本建材・住宅設備産業協会	×
		船舶	(社)日本造船工業会	
		自動車新車	(社)日本自動車工業会	
			(社)日本自動車車体工業会	
		電気機械	(社)日本自動車部品工業会	
			(社)日本電機工業会	
		機械	(社)定期航空協会	
			(社)日本建設機械工業会	
			(社)日本産業車両協会	×
		金属製品	(社)日本農業機械工業会	
			ドラム缶工業会	
			(社)日本オフィス家具協会	
			(社)日本鉄鋼連盟	
		木工製品	(社)日本電線工業会	
日本合板工業組合連合会				
(社)全国家具工業連合会				
その他	なし		-	
312	印刷インキ		(社)日本印刷産業連合会	
313	接着剤	合板	日本合板工業組合連合会(再掲)	
		二次合板		
		木工	(社)全国家具工業連合会(再掲)	
		建築工場	全国建具組合連合会(再掲)	
		製本	なし	-
		ラミネート	なし	-
		包装	なし	-
		紙管	なし	-
		繊維	(社)日本染色協会	
		フロック加工		
		自動車	(社)日本自動車工業会(再掲)	×
			(社)日本自動車車体工業会(再掲)	×
			(社)日本自動車部品工業会(再掲)	
		その他輸送機	なし	-
		靴履物	なし	-
ゴム製品	(社)日本ゴム工業会	×		
電機	(社)日本電機工業会			
その他	なし			

注 1: 調整結果については以下のとおり。 :団体集約、 :個別送付、×調査不可

注 2: 網掛けは再掲の団体

表 16 複数の法令取扱分類に対応する発生源品目及び需要分野ごとのデータ入手方法(続き)

発生源品目		需要分野	業界団体	入手方法
314	粘着剤・剥離剤		日本粘着テープ工業会	
			日本製紙連合会	×
			日本ポリエチレン製品工業連合会 (日本ポリエチレンラミネート製品工業会)	
315	ラミネート用接着剤		日本ポリエチレン製品工業連合会 (日本ポリエチレンラミネート製品工業会)(再掲)	
322	ゴム溶剤		(社)日本ゴム工業会(再掲)	×
323	コンパージング溶剤		(社)日本染色協会(再掲)	
324	コーティング溶剤		日本ポリエチレン製品工業連合会 (日本ポリエチレンラミネート製品工業会)(再掲)	
325	合成皮革溶剤		日本プラスチック工業連盟	×
331	工業用洗浄剤		(社)日本自動車部品工業会(再掲)	
			(社)日本電機工業会(再掲)	
			(社)日本鉄鋼連盟(再掲)	
			全国鍍金工業組合連合会(再掲)	
333	塗膜剥離剤(リムーバー)		なし	-
341	試薬		なし	-
342	その他(不明分を含む)		なし	-

注 1: 調整結果については以下のとおり。 : 団体集約、 : 個別送付、× 調査不可

注 2: 網掛けは再掲の団体